

電子制御装置整備の認証要件チェックシート

このチェックシートは、事業者の皆様が電子制御装置整備（以下、「特定整備（電子）」という。）の認証をいつまでに受ける必要があるか、また、認証を受けるために必要な要件は何かを確認して頂くためのものです。

（経過措置）

初めに、特定整備（電子）の認証をいつまでに受ける必要があるかについて、次の問いに対する回答に○印をつけてください。

1. これまでに事業場で車の**バンパー**や**前面ガラス**の**脱着**を行ったことがある、または令和2年3月31日までに行う。

（はい・いいえ）

2. これまでに事業場で車の**エーミング**作業を行ったことがある、または令和2年3月31日までに行う。

（はい・いいえ）

★1. **および** 2. で「**はい**」を選択された方

→令和6年3月31日までは、上記すべての作業を行うことができます。
令和6年4月1日以降、特定整備（電子）対象車のバンパーや前面ガラスの脱着またはエーミング作業を行う場合には、特定整備（電子）の認証を受ける必要がありますので、令和6年3月31日までに特定整備（電子）の認証を受けてください。 3. に進んでください。

★1. **または** 2. で「**いいえ**」を選択された方

→令和2年4月1日以降は、実施したことの範囲の作業のみ引き続き行うことができますが、「いいえ」を選択した作業（特定整備（電子）対象車に係る作業に限る）を行うためには、特定整備（電子）の認証が必要となります。

令和6年4月1日以降、特定整備（電子）対象車のバンパーや前面ガラスの脱着またはエーミング作業を行う場合には、特定整備（電子）の認証を受ける必要がありますので、令和6年3月31日までに特定整備（電子）の認証を受けてください。 3. に進んでください。

(特定整備(電子)の認証要件)

次に、特定整備(電子)の認証を受けるために必要な要件について、次の問いに対する回答に○印をつけてください。

3. 特定整備(電子)の認証を受けようとする自動車の範囲はどこまでですか。該当する車種に○印をつけてください。つけたら4.に進んでください。

(普大・普中・普小・普乗・小四・小三・軽)

<作業場>

4. 次の表を確認し、3.で選択した車種に該当する電子制御装置点検整備作業場の要件(赤枠内)を満足する作業場が事業場内にありますか(電子制御装置点検整備作業場は点検作業場、車両整備作業場または完成検査場と兼用ができます。)

(ある・ない)

	普通 (大)	普通 (中)	普通 (小)	普通 (乗用)	小型 四輪	小型 三輪	小型 二輪	軽
電子制御装置	16m	13m	7m	6m	6m	6m	—	5.5m
点検整備作業場の寸法	×5m	×3m	×2.5m	×2.5m	×2.5m	×2.5m		×2m
うち、屋内の寸法	7m	7m	3m	3m	3m	3m	—	4m
	×5m	×3m	×2.5m	×2.5m	×2.5m	×2.5m		×2m
(参考)	13m	10m	8m	8m	8m	8m	3.5m	5m
屋内作業場の現行基準 (車両整備作業場の寸法)	×5m	×5m	×4.5m	×4m	×4m	×4m	×3m	×3.5m

(寸法:奥行×間口)

★4. で「ある」を選択された方

→作業場の寸法要件は満足しています。5.に進んでください。

★4. で「ない」を選択された方

→離れた作業場の利用または設備の共用を行うことで作業場の要件を満足する場合があります。詳しくは運輸支局または整備振興会にご相談ください。5.に進んでください。

<作業機械等>

5. 次の要件について、事業場内で準備できていますか。

- 水準器
- 整備用スキャンツール（技術基準に適合したもの）
- 少なくとも1車種のエーミング作業が実施できるターゲットを入手する手段
- 整備要領書またはパソコンやインターネット環境

(はい・いいえ)

★5. で「はい」を選択された方

→作業機械等の要件は満足しています。6. に進んでください。

★5. で「いいえ」を選択された方

→不足するものを準備する必要があります。詳しくは運輸支局または整備振興会にご相談ください。6. に進んでください。

<工員>

6. 特定整備(電子)に係る整備主任者として選任する予定の方について、その方が持っている整備士資格の()内に人数を記入してください。

- ①1級小型自動車整備士()名 ②2級自動車整備士()名
③車体整備士()名 ④電気装置整備士()名

→①の資格をお持ちの方はそのまま整備主任者に選任ができます。

②～④の資格をお持ちの方を整備主任者として選任する場合には講習を受講し、試問に合格して頂く必要があります。

(注意！)

現在分解整備の整備主任者として選任されている方について、事業場が特定整備(電子)の認証を受けると、上記の要件に満足しない整備主任者は、分解整備を含め、特定整備の整備主任者としての統括管理業務は行えなくなりますのでご注意ください(この取扱いについては、説明会資料P18に詳しく掲載しています。)

また、③または④の資格をお持ちの方は講習を受講し、試問に合格すれば特定整備(電子)の整備主任者として選任はできますが、分解整備の整備主任者として選任はできません。7. に進んでください。

7. <作業場>、<作業機械等>及び<工員>の要件を満足すれば特定整備(電子)の認証を申請することができます。このチェックシートでは最低限の要件を確認しましたので、申請にあたっては運輸支局または整備振興会にご相談ください。

指定整備事業者以外の方は、これでチェックは終了です。
事業場に戻られましたら、再度皆様でチェックしてみてください。

(指定整備事業者に限る)

最後に、指定整備事業者が特定整備（電子）の対象自動車に保安基準適合証を交付することができる期限について、次の問いに対する回答に○印をつけてください。

8. これまでに事業場でエーミングまでの作業（バンパー又は前面ガラス交換＋エーミング作業（バンパー又は前面ガラス交換を外注した場合も含む））を行ったことがある、または令和2年3月31日までに行う。

(はい・いいえ)

★8. で「はい」を選択された方

令和6年3月31日までに特定整備（電子）の認証を受けてください。
令和6年4月1日以降は、特定整備（電子）の認証を受けていないと、特定整備（電子）の対象車に保安基準適合証等を交付することができなくなります。

★8. で「いいえ」を選択された方

令和3年9月30日までに特定整備（電子）の認証を受けてください。
令和3年10月1日以降は、特定整備（電子）の認証を受けていないと、特定整備（電子）の対象車に保安基準適合証等を交付することができなくなります。

これでチェックは終了です。
事業場に戻られましたら、再度皆様でチェックしてみてください。

本日は大変お疲れさまでした。